

# 平成 2 2 年度 税制改正（非課税等特別措置）要望事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

府 省 庁 名：農林水産省

No	4		
対 象 税 目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し 項目名	農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により農用地区域内の土地を取得した場合等の納税義務の免除措置の廃止		
見直し 内容 （概要）	<p>本措置は、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化事業を実施する法人（以下、「合理化法人等」という。）が、担い手農業者確保事業により取得した土地について、都道府県知事が災害等やむを得ない事由により貸付期間（5年）の延長を承認し、延長後5年以内に売渡しをした場合において不動産取得税の納税義務を免除するものであり、適用期限の2年延長を要望していたものであるが、見直しによって要望を行わないこととした。</p>		
[ 関係条文 ]	[ 地方税法附則第11条の7 ]		
廃止 又は 縮減の 理由	<p>本措置は、合理化法人等による土地の取得費用を軽減し、合理化法人等から土地を取得する農業者への売買価格への転嫁を軽減することで、農地の利用集積を促進するものであるが、減税見込額が少額であることから、廃止することとした。</p> <p>なお、本措置は廃止することとするが、合理化法人等の業務を効率化させることで、課税額の転嫁によって、農地を取得する農業者の負担が増加しないようにする予定である。</p>		
増収 見込額	5	（単位：百万円）	